

農地に太陽光パネルを設置する際は、農地転用許可が必要です！

～農地に太陽光パネルを設置するにあたって～

平成 24 年 7 月に再生可能エネルギー特措法が施行されて以降、全国各地で太陽光パネルを設置する事例が急増しておりますが、農地に太陽光パネルを設置する場合は、優良農地を確保する観点で農地法に基づく規制があります。

【転用許可の基準について】

農地転用許可については、表のとおり農地区分ごとの許可の基準により可否が判断されます。

農地区分	許可の基準
農用地区域内農地 (市町村農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地)	原則不許可であるが、以下のいずれかに当てはまる場合は、例外的に許可する。 ・農業用施設の附帯施設として一体的に設置される場合（売電目的でなく、発電能力が農業用施設の瞬発的な最大電力使用量を超えないものに限る。） ・営農型発電設備として設置する場合（ただし、一時転用許可に限る）
甲種農地 (市街化調整区域内にある農業公共投資(投資後 8 年以内)の対象となった農地など)	原則不許可であるが、以下のいずれかに当てはまる場合は、例外的に許可する。 ・農業用施設の附帯施設として一体的に設置される場合（売電目的でなく、発電能力が農業用施設の瞬発的な最大電力使用量を超えないものに限る。） ・隣接する土地と一体として設置する場合であって、当該農地を供することが必要と認められる場合（甲種農地にあつては全体面積に占める割合が 1 / 5 以内、第 1 種農地にあつては全体面積に占める割合が 1 / 3 以内の場合） ・営農型発電設備として設置する場合（ただし、一時転用許可に限る） ※農地に支柱を立てて太陽光パネルを設置し、営農を継続しながら上部空間で太陽光発電を行う方式で、一般的にソーラーシェアリングと呼ばれる。
第 1 種農地 (10ha 以上の一団の農地、農業公共投資の対象となった農地など)	
第 2 種農地 (市街化が見込まれる農地または生産性の低い小集団の農地)	代替性を検討のうえ、周辺の他の土地に設置することができない場合等は許可
第 3 種農地 (市街地の区域または市街化の著しい区域内にある農地)	原則許可

※耕作放棄地や林地などに太陽光パネルを設置する場合

耕作放棄地であっても再生利用が可能な農地は、農地法の規制の対象となります。また、登記簿地目や課税地目が山林など農地以外の地目であっても、現況が農地である場合は、農地法の適用を受ける場合があります。

※農地転用許可なく太陽光パネルを設置した場合

農地法違反として、違反の是正に向けた行政指導を受け、それでも是正されない場合は原状回復命令を受ける場合があるほか、農地法の罰則を受ける場合があります。

【お問い合わせ先】

詳しくは、農地の所在する市町村農業委員会までご相談ください。